

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 不当提訴・国家賠償請求上告事件
国側当事者・国

令和6年9月11日棄却・確定

(控訴審・広島高等裁判所岡山支部、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和6年1月19日判決、本資料274号・順号2024-3)

(第一審・岡山地方裁判所倉敷支部、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和5年7月13日判決、本資料273号・順号2023-13)

決 定

上告人	医療法人X
同代表者理事長	A
被上告人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	三島 雅之

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年9月11日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 道晴

裁判官 宇賀 克也

裁判官 渡辺 惠理子

裁判官 石兼 公博